

香川県報



第 73 号

平成 15 年

9月16日(火曜日)

告示

香川県告示第五百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
観音寺市坂本町 5 丁目 18番37号
株式会社加工指
代表取締役 加藤義和
- (2) 事業場の所在地及び名称
仲多度郡多度津町西港町 8 - 3
株式会社加工中央工場
- (3) 特定施設に関する事項

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	一
	保安林の指定の解除予定の通知（二件）	（みどり整備課）	三
	生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退	（健康福祉総務課）	
	救急病院又は救急診療所の認定	（医務国保課）	
	救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示	（ " ）	
	昭和六十三年香川県告示第七百二号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正	（水産課）	四
	道路の位置指定	（建築課）	
公告			
	土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	
	土地改良事業計画変更の適否決定	（ " ）	
	平成十五年香川県公告第四百六十五号（土地改良事業の工事完了の届出）の一部訂正	（ " ）	
	開発行為に関する工事の完了（二件）	（都市計画課）	五
	開発行為に関する工事（公共施設）の完了	（ " ）	
	香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の変更事業計画の縦覧	（ " ）	
	（サンポート高松推進課）		六

種別	種類	内容
能力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設	8000食/h、8780 ℓ 1基
工期	工事着手予定年月日	許可日
等	工事完成予定年月日	許可後15日
	使用開始予定年月日	完成日
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常		最大	
		通常	最大	通常	最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) 浮遊物質 (mg/ℓ) 窒素含有量 (mg/ℓ) りん含有量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	6.0~8.0		5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		520		650
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		460		530
	浮遊物質 (mg/ℓ)		130		170
	窒素含有量 (mg/ℓ)		10		30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)			26		30

種 類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する洗淨施設	
		通常	最大
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	許可後15日	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	通常	連続16時間	
	最大		
排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	520	650
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	460	530
	浮遊物質 (mg/ℓ)	130	170
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	30

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
りん含有量 (mg/ℓ)		2		5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	130		140	

(4) 排出水の汚染状態及び量

【No. 1排水口における汚染状態及び量】

変更前及び変更後の汚水等の汚染状態	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) 浮遊物質 (mg/ℓ) 窒素含有量 (mg/ℓ) りん含有量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6		
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	25		
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	25		
	浮遊物質 (mg/ℓ)	15	25		
	窒素含有量 (mg/ℓ)	8	16		
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		1120	1225		

(備考) 今回の申請に伴い、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年9月16日から
平成15年10月7日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
多度津町環境課

香川県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町富田西字丸山二七七一の六から二七七一の八まで

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 農道用地とするため

香川県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市小海字川原谷一〇六の四、一〇六の五、一三三の四、一三三の五、引田字

迹田一一八の一〇、一一八の一、二二〇八の四、二二〇八の五

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 農道用地とするため

香川県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞退年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成二五、八、一	米岡医院	米岡 万戸士	小豆郡内海町西村甲一〇七八

平成二五、一〇、一

香川県小豆保 健所

香川県 小豆郡土庄町湊崎甲二〇七九五

平成二五、一〇、一

香川県中讃保 健所

香川県 丸亀市大手町二丁目二番一号

平成二五、一〇、一

香川県中讃保 健所琴平支所

香川県 仲多度郡琴平町榎井八一七

平成二五、一〇、一

香川県中讃保 健所坂出支所

香川県 坂出市入船町一丁目二番二八号

平成二五、一〇、一

香川県西讃保 健所

香川県 観音寺市坂本町七丁目三番一八号

香川県告示第五百三十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所 在 地
一五五	平成十五年九月一日から 平成十八年八月三十一日まで	医療法人社団 聖心会 阪本病院	東かがわ市川東一〇三番地一
一五六	平成十五年九月一日から 平成十八年八月三十一日まで	医療法人社団 三恵会 木太三宅病院	高松市木太町三八三番地七

香川県告示第五百三十二号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一四 五五	平成十五年八月三十一日	阪本病院	東かがわ市川東一〇三番地一

香川県告示第五百三十三号

昭和六十三年香川県告示第七百三十二号(漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成十五年九月十六日から施行する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

のり等養殖業(のり養殖)の表土庄王子前・柳東部加入区の項中「旧土庄漁業協同組合」を「土庄中央漁業協同組合」に改め、同表中

土庄東元浜加入区 旧土庄漁業協同組合の地区のうち、土庄町東元浜の地

土庄洲鼻加入区 旧土庄漁業協同組合の地区のうち、土庄町洲鼻の地域

土庄東元浜・洲鼻加入区 土庄中央漁業協同組合の地区のうち、土庄町東元浜及び洲鼻の地域

改め、同表池田・洲崎加入区の項中「・洲崎」及び「及び旧洲崎漁業協同組合の地区」を削る。

香川県告示第五百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 善土指道 第十二号

二 指定年月日 平成十五年九月二日

三 指定道路の位置 仲多度郡満濃町大字四條字福家上所三二七 二、三二七 四、三八

九 七及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇五メートル

延長 三四・五六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第五百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、東下福家地区共同施行が土地改良事業(農道整備事業)(単独県費補助土地改良事業)(東下福家地区)を行うことについて平成十五年九月二日適当と決定した。

その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年九月二十四日から同年十月十四日まで縦覧に供する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂出市奥池土地改良区が土地改良事業(ほ場整備事業)(単独県費補助土地改良事業)(奥池地区)計画を変更することについて平成十五年八月二十五日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十五年九月二十四日から同年十月十四日まで縦覧に供する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百四十八号

平成十五年香川県公告第四百六十五号(土地改良事業の工事完了の届出)の一部を次のように訂正する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

飯山町	大窪池土地改良区	を	飯山町
"	同施行		飯山町
"			

に改める。

香川県公告第五百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 三豊郡財田町財田中字大野地三九二五の一部、三九二六の一部、三九二七の一部、三九二八、三九二九、三九三〇、三九三四 一の一部、三九三四 五、三九三四 六の一部、三九三四 七の一部、三九三六の一部、三九三七の一部、四一〇九 一、四一〇九 二の一部、四一〇九 四の一部及び四二一〇 一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 三豊郡財田町財田上二一七一番地 財田町長 近藤 貢

香川県公告第五百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 木田郡牟礼町大字原字上井手西一三四八 三及び一三四八 五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 東京都世田谷区梅丘二丁目二〇番九号 太平洋セメント梅丘社宅二二五 清水 精二

香川県公告第五百五十一号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 三豊郡財田町財田中字大野地三九二五の一部、三九二六の一部、三九二七の一部、三九二八、三九二九、三九三〇、三九三四 一の一部、三九三四 五、三九三四 六の一部、三九三四 七の一部、三九三六の一部、三九三七の一部、四一〇九 一、四一〇九 二の一部、四一〇九 四の一部及び四二一〇 一の一部

二 工事を完了した公共施設の種別、位置及び区域

1 道路

- 道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長一六七・七七メートル）
 - 三豊郡財田町財田中字大野地三九二五の一部、三九二六の一部、三九二七の一部、三九二八の一部、三九二九の一部、三九三〇の一部、三九三四 七の一部、四一〇九 一及び四一〇九 二の一部
- 道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長五六・四三メートル）
 - 三豊郡財田町財田中字大野地三九二九の一部、三九三四 六の一部及び四二一〇 一の一部
- 道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長四一・七七メートル）
 - 三豊郡財田町財田中字大野地三九三〇の一部、三九三四 七の一部、三九三六の一部、四一〇九 一の一部及び四二一〇 九 二の一部
- 道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長二九・二八メートル）
 - 三豊郡財田町財田中字大野地三九三七の一部、四一〇九 四の一部及び四二一〇 一

一の 一部

2 排水施設

自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×五〇〇ミリメートル、延長一五八・九五メートル)

三豊郡財田町財田中宇大野地三九二五の一部、三九二六の一部、三九二七の一部、三九二八の一部、三九二九の一部、三九三〇の一部、三九三四 七の一部及び四一〇九 一の一部

3 公園

公園(面積三六九・一二平方メートル)

三豊郡財田町財田中宇大野地三九二五の一部

4 防火水槽

防火水槽(容量四〇・〇〇トン)

三豊郡財田町財田中宇大野地三九二五の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三豊郡財田町財田上二一七一番地

財田町長 近藤 貢

香川県公告第五百五十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により変更に係る香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の事業計画を公衆の縦覧に供しようとするので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三条の規定により次のとおり公告する。

なお、当該変更に係る事業計画(都市計画)において定められた事項を除く。について意見がある利害関係者は、平成十五年十月十四日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年九月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 縦覧開始の日

平成十五年九月十七日(縦覧期間二週間)

二 縦覧場所

高松市浜ノ町六八番四三号

平成十五年九月十六日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています